

【目次】

- 社会福祉法人指導監査担当者研修会の開催（厚労省）
- 都による社会福祉法人への文書指摘の内容（東京都）
- 都による社会福祉法人への文書指摘の内容を受けての情報提供（東社協）
- 会計監査人の設置について ヒアリングの結果（東京都）

■ **社会福祉法人指導監査担当者研修会** の開催（厚労省 社会・援護局福祉基盤課）
 厚生労働省が都道府県及び区市町村の社会福祉法人指導監査担当者に向けて研修会が開催されました。指摘の軽重の判断事例や、不適切な指導例、監査方針の策定にあたっての対応等について、下記ホームページに掲載していますので、ご一読ください

(1) 指摘の軽重の判断事例（抜粋）

指摘の軽重の判断事例①



2回以上連続して理事会を欠席している理事がいた。

ガイドライン I の4の(3)「適格性」の指摘基準に該当
 <指摘基準>

次の場合は文書指摘によることとする。

- ・ 欠席が継続しており、名目的、慣例的に選任されていると考えられる役員がいる場合

文書指摘に該当

特に明確な理由もなく理事会に参加せず、また法人も当該問題を解決する意思（日程調整のやり方を変える、理事会に出席可能な人選を行うなど）が全く見られない場合。

口頭指摘に該当

- ・ 今後は2回以上連続して欠席することなく理事会に参加できることが法人において説明された場合。
- ・ 新たに参加できる者の選任することの検討を法人が行う意思が確認できた場合。

(2) 不適切な指導の事例（抜粋）

不適切な指導の事例①



評議員選任・解任委員会の委員に、評議員が含まれており、その評議員選任・解任委員会によって選任された評議員は無効であるため直ちに新たな評議員選任・解任委員を選任しなおし、評議員選任決議をやり直すよう求めた。

所轄庁が決議の無効を宣言することは適切ではない。

既に決議を経ている事案に関して無効を宣言し、再度決議を行うよう指導することが必ずしも適切ではない場合もあります。

この場合、法人に対し、決議の手續等に不備がある場合は指摘の対象とするとともに、利害関係者に無効を主張された際に決議内容が無効になる可能性があるため、再度、評議員選任・解任委員を選任し直した上で、決議を行っておくことが望ましいことを助言することは有効であると考えます。

(3) 監査方針の策定にあたって (抜粋)

運営体制の確保の確認に当たっては、特に今回新たに制度に位置づけた中でも、①評議員、評議員会に関する事項、②評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬に関する事項、③事業運営の透明性の向上に関する事項について、入念な確認をお願いしたい。

《参照先》【東社協ホームページ】<https://www.tcsw.tvac.or.jp/keieiryoku/sien.html>
東社協ホームページ>「社会福祉法人の経営力強化(福祉関係者の方へ)>8.その他>(4)参考になる情報>「厚生労働省 社会福祉法人指導監査担当者研修会 資料 平成30年8月」

■ 都による社会福祉法人への文書指摘の内容

東京都により、社会福祉法人への文書指摘の内訳が下記のように公表されました。

都による社会福祉法人への文書指摘の内訳 (平成29年度指導監査実績・速報値)

指摘法人数 (95法人中)	指摘内容
46法人	評議員、理事、監事の選任手続きにおいて、候補者が欠格事由に該当しないことなどについて、法人において確認がされていない。
32法人	監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ていない。
30法人	理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準において規定すべき事項が規定されていない。
29法人	必要な情報が、インターネットで公表されていない。
24法人	評議員会の日時及び場所等が理事会の決議により定められていない。
15法人	理事会の招集通知が省略された場合に、理事及び監事全員の同意が確認できない。
12法人	理事の報酬等の額が定款で定められていない場合であって、評議員会の決議により定められていない。
12法人	理事会の議案について特別な利害関係を有する理事がいないことを法人が確認していない。
10法人	定款に記載された内容と事実が異なる。
10法人	必要な書類等の備置きがされていない。

《参照先》【東社協ホームページ】<https://www.tcsw.tvac.or.jp/keieiryoku/index.html>
東社協ホームページ>「社会福祉法人の経営支援(経営力強化)」(福祉関係者の方へ)>5.東京都関係資料>専門家会議資料>「平成30年度第1回社会福祉法人専門家会議(平成30年7月27日実施)」

■ 都による社会福祉法人への文書指摘の内容を受けての情報提供

上記指摘事項の8番目「理事会の議案について特別な利害関係を有する理事がいないことを法人が確認していない」という点につきましては、平成30年4月16日に厚生労働省の指導監査ガイドラインの改訂により、「当該理事会の議案について特別の利害関係を有する場合には、法人に申し出ることを定めた通知を发出した場合」や「理事の職務の執行に関する法人の規定に、理事が理事会の決議事項と特別の利害関係を有する場合届け出なければならないことを定めている場合」は「個別の議案の議決の際に法人で改めてその確認を行う必要はなく、決議に利害関係を有する理事がいない場合には議事録の記載も不要であることに留意が必要である。」とされています。したがって、特別の利害関係を有する場合は、事前に法人へ申し出ることを招集通知に明記したうえで、出欠確認票等で各議案について特別の利害関係の有無を確認することで、書面として記録を残すことができますので、申し添えます。

■ 会計監査人の設置について（都ヒアリングの結果）※抜粋

社会福祉法人の監査設置に関して、平成29年度は、サービス活動収益30億円を超える又は負債が60億円を超える56法人が特定社会福祉法人として会計監査人設置義務の対象となっています。

また、上記には該当しないが、今後の設置義務の拡大等に対応するため、会計監査人を設置している法人（任意設置法人）が4法人あります。

平成28年度決算によると、会計監査人設置義務法人（サービス活動収益が30億円超の社会福祉法人）は都内法人の約5%ですが、平成31年度以降は20億円超（都内法人の約9%）、平成33年度以降は10億円超（都内法人の約20%）の法人まで、対象拡大が予定されています。

このような中、東京都において、都内社会福祉法人 会計監査人設置法人へのヒアリングを行い、その状況を公表しています。

【ヒアリングの概要】

- 平成29年度に会計監査人監査を実施した6法人にヒアリングを実施（6法人全て、監査では無限定適正意見）

【予備調査及び監査時】

○所要日数

（予備調査）

前年度又は当年度の早期に実施

法人において実施された実査の日数： 3日間～12日間程度

（監査）

予備調査後、当年度に契約後、翌年度6月まで

法人において実施された実査の日数：20日間～40日間程度

この間、資料の提出や質疑など、法人与会計監査人の間で、メール等で随時やりとりを実施

○主な要求資料

定款、規程、議事録、登記簿、会計処理等主要な業務処理プロセス、システム調査、法人の沿革等、契約書類、稟議書、 仕訳日記帳等

【ヒアリング結果のまとめ】

今後導入予定の社会福祉法人へのアドバイス

- 会計事務専任の担当者がいないと対応は難しいと思う。
- 会計研修の受講やOJTにより、日常的に職員の会計スキルを高めていくことが重要。
- 会計監査人とのコミュニケーションを密に取り、会計監査人の考え方を理解したうえで対応することが、スムーズに会計監 査人監査を進めるうえで重要。
- 内部監査体制の整備については、規程を設けるだけでなく、部門間での相互チェック体制を作り、チェックリスト等で運用していく等、具体的な形で文書に残しておくことが重要。
- 会計監査人に丸投げにせず、事前に法人で課題を把握し改善を進めるとともに、会計監査人に実情を伝えることが重要。
- 日常業務（内部管理体制、会計処理等）の改善を予め図っておくことが重要。

《参照先》【東社協ホームページ】<https://www.tcsw.tvac.or.jp/keieiryoku/index.html>

東社協ホームページ>「社会福祉法人の経営支援（経営力強化）」（福祉関係者の方へ）> 5. 東京都関係資料> 専門家会議資料> 「平成30年度第1回社会福祉法人専門家会議（平成30年7月27日実施）」

東京都社会福祉協議会 経営相談室

* 本相談室へのご相談は、東社協HP <https://www.tcsw.tvac.or.jp/activity/keieisien.html>

にある指定の相談票にご記入のうえ、k_soudan@tcsw.tvac.or.jp へお送りください。